

5 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道などの都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。

1. 道路（都市計画道路）

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設を収容し、良好な住環境を形成する等の空間機能を有しています。また、都市基盤施設としても都市機能の円滑な推進に果たす役割は極めて大きく重要です。

（1）都市計画道路の整備

本市の都市計画道路は、昭和 15 年に計画決定されて以来、数回の変更を経て、現在、40 路線で総延長は 117.54km となっています。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成しています。また、整備状況は、整備済延長 51.64km（整備率 43.9%）となっています。このため本市では、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っているところです。

●都市計画道路の種別と区別

道路に関する都市計画において定める種別と区別は次のとおりとなります。

- ① 自動車専用道路 都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等もっぱら自動車の交通の用に供する道路
- ② 幹線街路 都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生集中交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの
- ③ 区画街路 近隣住区等の地区における住宅の利用に供するための道路
- ④ 特殊街路 (イ) もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者それぞれの交通の用に供する道路

都市計画道路の整備状況 平成30年3月31日現在

	計画(km)	整備済(km)	概成済(km)
自動車専用道路	14.09	4.40	—
幹線街路	103.45	47.24	11.56
区画街路	—	—	—
特殊街路	—	—	—
合計	117.54	51.64	11.56

(資料編 P52 参照)

(2) 交通広場（駅前広場）の整備

駅前広場は、鉄道とバス・タクシー等の交通機関とを結ぶターミナル施設として、鉄道駅に接して設けられるものです。また、必要規模を確保するとともに、都市の玄関として都市の「顔」をイメージする重要な役割があり、本市においても景観的な配慮を加味した整備を進めています。

駅名	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	乗客数(人/日)	都市計画決定年月日	鉄道名
市川駅	北口	4,031	121,116	昭和41年3月23日	JR総武本線
	南口	4,300		平成5年3月9日	
本八幡駅	北口	2,480	118,286	昭和44年5月20日	JR総武本線
	南口	1,490		昭和42年3月31日	
市川塩浜駅	4,000	4,000	15,512	昭和61年9月19日	JR京葉線
北国分駅	3,800	3,800	8,020	平成2年3月9日	北総鉄道北総線
妙典駅	4,000	4,000	50,589	平成6年12月2日	東京メトロ東西線

※1日当たりの乗降客数は平成28年実績

その他の駅前広場

駅名	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	乗客数(人/日)	都市計画決定年月日	鉄道名
行徳駅	—	1,961	57,149	—	東京メトロ東西線
南行徳駅	—	3,781	53,410	—	東京メトロ東西線
二俣新町駅	—	4,000	9,208	—	JR京葉線

※1日当たりの乗降客数は平成28年実績

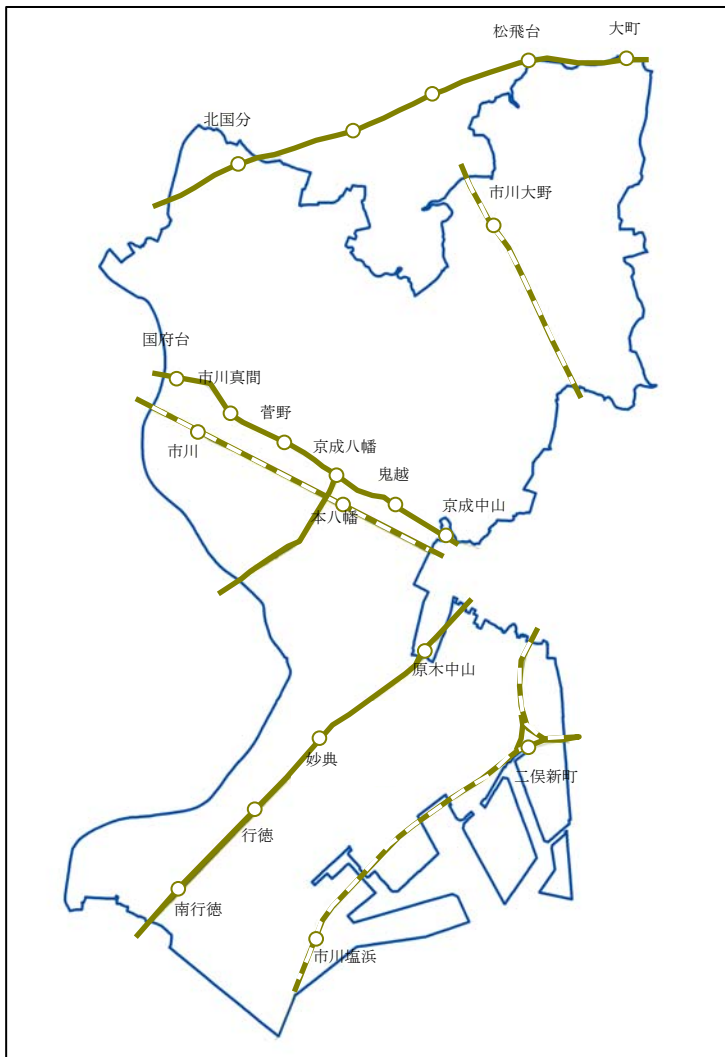
●道路空間のアメニティ

都市に住む人々の生活が向上するとともに、道路空間に対する要請も多様化し、景観の配慮など快適性に対する要求が高まっています。このため本市においても、道路空間としての機能のみならず、道路の特性に応じたアメニティの高い都市空間の創出を考慮した事業を進めています。

2. 都市高速鉄道

鉄道は、道路とともに都市を形成する根幹的施設であり、基幹交通機関として重要な役割を果たしています。

本市の鉄道は、中心部にJ R総武本線、京成本線、都営新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にJ R京葉線、大野・柏井地区にJ R武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の7路線が整備されております。京成本線は、市内で唯一道路と平面交差し



ている鉄道として供用しています。

都市高速鉄道は、都市における通勤・通学や業務活動の主要な役割を果たし、高速・大量輸送機関として、都市計画に定める都市施設です。本市では下表の3路線を決定しています。

名称	計画延長(km)	構造形式	都市計画年月日	告示番号
国鉄総武本線 (JR)	4.25	嵩上式・地表式	昭和43年12月28日	建設省告示第3924号
			(変更)昭和44年5月26日	建設省告示第3922号
都市高速鉄道第10号線 (都営新宿線)	2.04	地下式	昭和55年3月28日	千葉県告示第356号
東京都市計画高速鉄道 第5号線(東京メトロ東西線)	約8.7 (千葉県区間)	地下式・地上高架式	昭和39年12月16日	建設省告示第3379号
			(変更)昭和40年6月7日	建設省告示1454号

3. 駐車場

都市内の交通手段として自動車が効率的に利用されるためには、自動車の保管場所（車庫）、移動のための空間（道路）及び目的地での駐車スペース（駐車場）が整備されていることが必要です。駅周辺の交通の集中する商業地域においては、駐車場不足による路上駐車が蔓延し、交通渋滞、交通事故、商業活動の停滞等の原因となります。

本市では、健全な都市機能の維持・増進を図るため、駅周辺等の自動車駐車場の需要の高い地区について駐車場整備地区を定め、駐車施設整備を推進するための整備計画を策定しております。また、自転車駐車場については、鉄道の各駅に駐車需要に対応した施設の整備を図ってきました。市民の近距離交通手段として利用が増加している自転車に対応するため、高架下利用等による駅周辺の自転車駐車場の整備に努めているところです。

名 称	計画面積 (㎡)	構 造	計画台数 (台)	都市計画決定年月日	告示番号
市川駅北口 自転車駐車場 (市川第4駐輪場)	780	半地下1層・地上2層	1,500	昭和54年8月24日	市川市告示 第29号
本八幡駅地下 自転車駐車場 (八幡地下駐輪場)	1,400	地下1層	1,050	(変更)平成元年8月18日	市川市告示 第99号
合 計	2,180	—	2550	—	—

4. 公園・緑地

公園・緑地は、道路や広場と連携を図りながら、都市の骨格を形成するものです。また、都市の無秩序なスプロールを防止し、良好な風致・景観を備えた地域環境の形成、自然とのふれあいを通じた心身ともに豊かな人間形成への寄与、スポーツ、レクリエーション、避難、救援活動の場等の提供、さらには大気汚染の浄化、防音等多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設です。

都市計画公園・緑地

	都市計画決定		都市公園(都市計画決定含む)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
公園	80	76.01	363	98.18
緑地	20	135.27	49	76.09
合計	100	211.28	412	174.27

(資料編 P54 参照)

墓園

名称	位置	面積(ha)	都市計画決定年月日	告示番号
市川市霊園	市川市大野町4丁目及び大町の一部の区域	約38.0	(当初)昭和35年2月29日 (変更)昭和59年10月26日	(当初)建設省告示第263号 (変更)千葉県告示第1021号

●近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条）

昭和41年に制定された首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有し、公害・災害の防止及び無秩序な市街化の防止に効果のある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するため指定するものです。

内容	面積(ha)	指定年月日
首都圏近郊緑地保全法に基づく行徳近郊緑地保全区域の指定	83	昭和45年5月25日
都市計画法に基づく行徳近郊緑地特別保全地区の決定	83	昭和45年8月28日
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく行徳鳥獣保護区の指定	56	昭和45年11月1日

- ・宮内庁新浜鴨場：19ha
- ・行徳鳥獣保護区：56ha
(海面：32ha、
内陸湿地：17ha、
緑地：7ha)
- ・その他：8ha

5. 下水道

下水道は、市街地の雨水を排除し低地帯の浸水を解消するとともに、家庭・工場等から排水される汚水を集めて処理することで、健康で快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全とに大きく貢献する重要な施設です。都市計画法では市街化区域においては少なくとも計画を定める都市施設の1つとされています。また、水循環を構成する要素としても重要な役割を果たしています。

名 称	排水区域面積(ha)	都市計画決定年月日	告示番号
市川市第1号公共下水道	282	(変更)平成23年8月12日	市川市告示第231号
市川市第2号公共下水道	3,073(汚水) 2,317(雨水)	(変更)平成30年11月16日	市川市告示第261号
市川市第3号公共下水道	126	(変更)平成9年1月14日	市川市告示第6号

6. その他の都市施設

ごみ焼却場や市場などの施設は、都市の活動や日常生活を支える重要なものです。しかし、これらの施設は、周辺に与える影響も大きいいため、建設に当たっては周辺の状況にも配慮しつつ、その位置を都市全体の中で検討し、決定されることとなります。

(1) ごみ焼却場

名 称	位置	面積(m ²)	都市計画決定年月日	告示番号	備考
市川市 第1清掃工場	市川市田尻 市川市上妙典	約41,900	(当初)昭和45年12月23日 (変更)平成8年12月20日	(当初)市川市告示第43号 (変更)市川市告示第212号	焼却能力 600t/日 破砕能力 75t/5h

(2) 火葬場

名 称	位置	面積(ha)	都市計画決定年月日	告示番号	備考
市川市斎場	市川市大野町4丁目	約1.1	昭和52年10月13日	市川市告示第113号	火葬炉 10基 火葬能力 平常時 1日18体

(3) 市場

名 称	位置	面積(m ²)	都市計画決定年月日	告示番号
市川市 青果市場	市川市鬼高4丁目 一部の区域	約30,000	(当初)昭和45年6月8日 (変更)平成20年3月21日	(当初)市川市告示第10号 (変更)市川市告示第75号

(4) 汚物処理場

名 称	位置	面積(ha)	都市計画決定年月日	告示番号	備考
市川市 衛生処理場	市川市二俣新町 15番1、16番1、16番7	約2.4	平成7年11月14日	市川市告示第168号	処理能力 242kl/日